

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会]

(平成20年3月解析分)

1 疾患別定点情報

(1) 定点把握(週報)五類感染症

平成20年2月分(平成20年2月4日～3月2日:4週間分)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	4,032	8.77	15.26		10	百日咳	15	0.05	0.01	
2	RSウイルス感染症	240	0.83	-		11	ヘルパンギーナ	5	0.02	0.05	
3	咽頭結膜熱	80	0.28	0.31		12	流行性耳下腺炎	55	0.19	0.79	
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	495	1.72	1.39		13	急性出血性結膜炎	2	0.03	0.01	
5	感染性胃腸炎	3,678	12.77	10.61		14	流行性角結膜炎	90	1.18	1.04	
6	水痘	329	1.14	1.68		15	細菌性髄膜炎	1	0.01	0.01	
7	手足口病	86	0.30	0.09		16	無菌性髄膜炎	2	0.02	0.04	
8	伝染性紅斑	14	0.05	0.17		17	マイコプラズマ肺炎	21	0.25	0.18	
9	突発性発しん	157	0.55	0.57		18	クラミジア肺炎	0	0.00	0.00	

(2) 定点把握(月報)五類感染症

平成20年2月分(2月1日～2月29日)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
19	性器クラミジア感染症	55	2.39	1.90		23	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	130	6.19	5.20	
20	性器ヘルペスウイルス感染症	14	0.61	0.49		24	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	35	1.67	1.97	
21	尖圭コンジローマ	11	0.48	0.43		25	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	0.05	0.14	
22	淋菌感染症	23	1.00	0.63							

「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)

報告数が少数(10件程度)の場合は発生記号は記載していません。

急増減疾患!!(前月比2倍以上増減)

急減疾患 伝染性紅斑 (43件 14件)

発生記号(前月と比較)

急増減			1:2以上の増減
増減			1:1.5～2の増減
微増減			1:1.1～1.5の増減
横ばい			ほとんど増減なし

定点把握対象の五類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について,県内178の定点医療機関からの報告を集計し,作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD定点	基幹定点	合計
対象疾病No.	1	1～12	13,14	19～22	15～18,23～25	
定点数	43	72	19	23	21	178

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症発生状況

類別	報告数	疾患名(管轄保健所)
一類	0	発生なし
二類	49	結核(広島市保健所(17),福山市保健所(7),呉市保健所(10),広島地域保健所(5),東広島地域保健所(4),尾三地域保健所(3),福山地域保健所(1),備北地域保健所(2))
三類	3	細菌性赤痢(1)(広島地域保健所) 腸管出血性大腸菌感染症(O157)(2)(広島市保健所,尾三地域保健所)
四類	4	レジオネラ症(4)(広島市保健所,呉市保健所,広島地域保健所,尾三地域保健所),
五類全数	31	アメーバ赤痢(2)(広島市保健所), ウイルス性肝炎(B型)(1)(広島市保健所) 風しん(5)(広島市保健所(2),広島地域保健所(1),芸北地域保健所(1),福山地域保健所(1)) 麻しん(23)(広島市保健所(2),呉市保健所(14),呉地域保健所(5),東広島地域保健所(2))

3 一般情報

(1) 麻しんについて

麻しんは毎年2月から6月にかけて流行する、一般的には乳幼児を中心とした感染症です。今年は、既に関東地方を中心に流行が始まっており、広島県内でも2月に23件の患者報告がありました。昨年は乳幼児ではなく10代～20代前半の年齢層を中心とした流行になりましたが、今年も全国的にみると10代の患者が全体の45%を占めています。

麻しんは麻しんウイルスによって、人から人に感染します。感染経路は、空気感染のほか、飛沫感染や接触感染などで、感染力は非常に強く、麻しんの免疫のない集団に1人の発病者がいたとすると、12～14人の人が感染すると言われています。(インフルエンザでは1～2人)

麻しんを発病した人が周囲の人に感染させる期間は、発病する1日前から発疹が出てから4～5日目くらいまでで、最も感染力が強いのは発疹が現れる前の期間です。学校保健法では、解熱後3日間を経過するまでは出席停止となります。

麻しんの予防

麻しんの予防をするために、最も有効な方法は予防接種を受けることです。市町の実施する定期予防接種の対象者は早めに予防接種を受けましょう。

麻しんの治療法

麻しんウイルスに対する直接的な治療法はなく、症状を楽にする治療(対症療法)や合併症があれば、それに対する治療が行われます。

麻しんにかかったかなと思ったら...

早めに医療機関を受診しましょう。特に、乳幼児や高齢者は、重症化することがありますので注意が必要です。

周りに麻しんにかかった人がいて、風邪のような症状や熱が出た場合は、医療機関に電話で「麻しんにかかっているかもしれない」ことを伝えてから受診しましょう。

(2) 麻しん・風しんの定期予防接種の対象者の拡大について

平成19年4月頃から、10歳代や20歳代を中心にした年齢層で、麻しんが流行し、多くの高等学校や大学等で休校等の措置がとられました。このような状況を受け、平成20年4月1日から、5年間、予防接種法に基づき、市町が行う定期予防接種の対象者に、麻しん、風しんの予防接種を、これまでに1回しか受けていない年齢層(3期・4期)が追加されることになります。

詳しくは、お住まいの市町予防接種担当課にお問い合わせください。

現行	拡大(平成20年4月1日～平成25年3月31日)
1期 生後12月から24月末満の者	3期 中学校1年生に相当する年齢の者
2期 小学校就学前の1年間にあたる者	4期 高等学校3年生に相当する年齢の者

麻しん風しんの届出基準の改正について

平成20年1月1日から、医師の届出基準が改正になり、麻しん風しんが五類定点疾病から五類全数疾病へ変更になり、すべての麻しん風しん患者について保健所へ届出がされることになりました。